

令和2年度介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修テキスト

**豊島区自立支援・重度化防止等に資する  
ケアマネジメントに関する基本方針  
(豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル)**

**令和3年2月  
豊島区高齢者福祉課**

## 目次

1. 豊島区ケアマネジメントに関する基本方針	…P3
2. 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの基本的な考え方	…P4
3. ケアマネジメント実施の手順	…P6
(1)介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務のプロセス	
(2)介護予防支援等業務の委託について	
(3)豊島区の介護予防ケアマネジメント類型と概要について	
4. 様式及び記入例	…P9
(1)介護予防ケアマネジメントで利用する主な様式	
(2)様式の記入のポイントについて	
5. 豊島区の総合事業	…P11
(1)豊島区における介護予防・日常生活支援総合事業の方向性	
(2)豊島区の総合事業の実施内容とサービス類型について	
(3)豊島区の総合事業で注意が必要なポイント	
6. 具体的なツール及び多職種の視点の活用	…P14
(1)身近な社会資源	
(2)多職種の視点の活用	

# 1 豊島区ケアマネジメントに関する基本方針

(令和2年1月28日保健福祉部長決定)

平成元年度に「豊島区ケアマネジメントに関する基本方針(令和2年1月28日 保健福祉部長決定)」が策定されました。詳細は豊島区ホームページで確認してください。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [豊島区ケアマネジメントに関する基本方針](#) > [豊島区ケアマネジメントに関する基本方針](#)

のページ下部よりダウンロードできます。

この基本方針は、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むため、利用者(被保険者)・保険者・介護支援専門員・サービス提供者・高齢者総合相談センターがそれぞれの責務を果たし、互いに協力して適切なケアマネジメントの実現を目指すためのものです。

ケアマネジメントで迷ったときなどに、もう一度基本に戻り必要なことは何かを考えるきっかけとしてご活用ください。

[【参考資料】豊島区ケアマネジメントに関する基本方針\(ワード:26KB\)](#) は高齢者のケアマネジメントを実施する方向けに抜粋した資料です。

介護予防に資するケアマネジメントについては、

[資料1「豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例\(平成27年3月20日条例第14号\)」](#)(以下「基準条例」という)から、以下の項目を抜粋しています。

- ・ 第2条(基本方針)
- ・ 第14条(指定介護予防支援の業務の委託)
- ・ 第31条(指定介護予防支援の基本取扱方針)
- ・ 第32条(指定介護予防支援の具体的取扱方針)
- ・ 第33条(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

これらの項目には、ケアマネジメントを実施するための基本原則や守るべき内容が押さえられています。

## 2 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの基本的な考え方

自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの基本的な考え方は、要介護の方であっても、要支援・事業対象者といった軽度の認定の方であっても、すべての高齢者のケアマネジメントに共通する考え方です。

自立とは何か、尊厳を保持することや利用者主体の考え方になっているのかどうか、など専門職として自己研鑽と自身での振り返りや、多職種・他職種のチームでの振り返りの機会をもつことも大切です。

### 「自立に向けて支援するとは」

- ・自立という言葉が意味することは、単に身体的自立のみではなく、心理的、経済的、社会関係等の複合的な概念であることを、利用者も支援者も共通して確認する必要があります。
- ・高齢者が何らかの援助を受けながらも、尊厳を保持して、その人らしい生活を主体的に継続していくことも自立だと言えます。
- ・自立に向けて支援するためのケアプランにおいては、高齢者本人の自己決定を尊重する事が最も重要です。

### 「包括的なアセスメントに基づくケアプラン作成」

- ・高齢者本人はどのような生活を望んでいるのかという意向を踏まえ、それを阻害している個人要因や環境要因は何なのかを包括的なアセスメントに基づいて望む生活の維持やQOL向上、重度化防止に向けたケアプランを作成します。
- ・自立に向けて現実的で明確な意向を持っている高齢者の場合には、その実現に向けた具体的な方法を本人とともに検討してケアプランを作成します。

### 「尊厳を保持する意思決定支援」

- ・実際の状態と高齢者の意向に乖離が見られる場合には、その理由を解明し、本人の現状認識を深める働きかけ等を行いながら、意思決定支援をする必要があります。
  - ・消極的・拒否的な意向の場合は特に留意する必要があります。
- 「できる能力があるのに、していないことは何か」「かつてはしていたのに、しなくなったことは何か」「それはどうしてなのか」等の視点から、自立に向けての意欲が喪失している理由を解明し、本人の想いを引き出し、意欲を高める方法等を検討することが必要になります。

### 「高齢者の生活を支えるケアマネジメント」

- ・自立は一度で為し得ることではなく、環境との継続的な相互作用を通して可能となります。そのため、将来を見越してケアプランを作成するとともに、高齢者の自立を可能とする家族や地域にしていくための働きかけについても検討する必要があります。
- ・ケアプランは単なる計画ではなく、高齢者一人ひとりの生活を支えるケアマネジメントすべてのプロセスを見える化したものであるという認識が必要です。

### 「多職種の視点を活用したケアマネジメント」

- ・ケアプランの質の向上を目的として、利用者の自立支援・重度化防止の観点で多職種の視点の意見で検討する地域ケア個別会議があります。
- ・利用者のQOL向上を目指した、多職種協働による専門性の観点からの意見を交換し、検討されます。
- ・地域ケア個別会議の協議内容は決定事項ではありません。協議内容を踏まえて利用者への説明、合意形成など「利用者本位」のケアマネジメントに活用します。
- ・豊島区では地域ケア個別会議の他にも、専門職による訪問事業や、相談事業などがあり、活用も可能です。

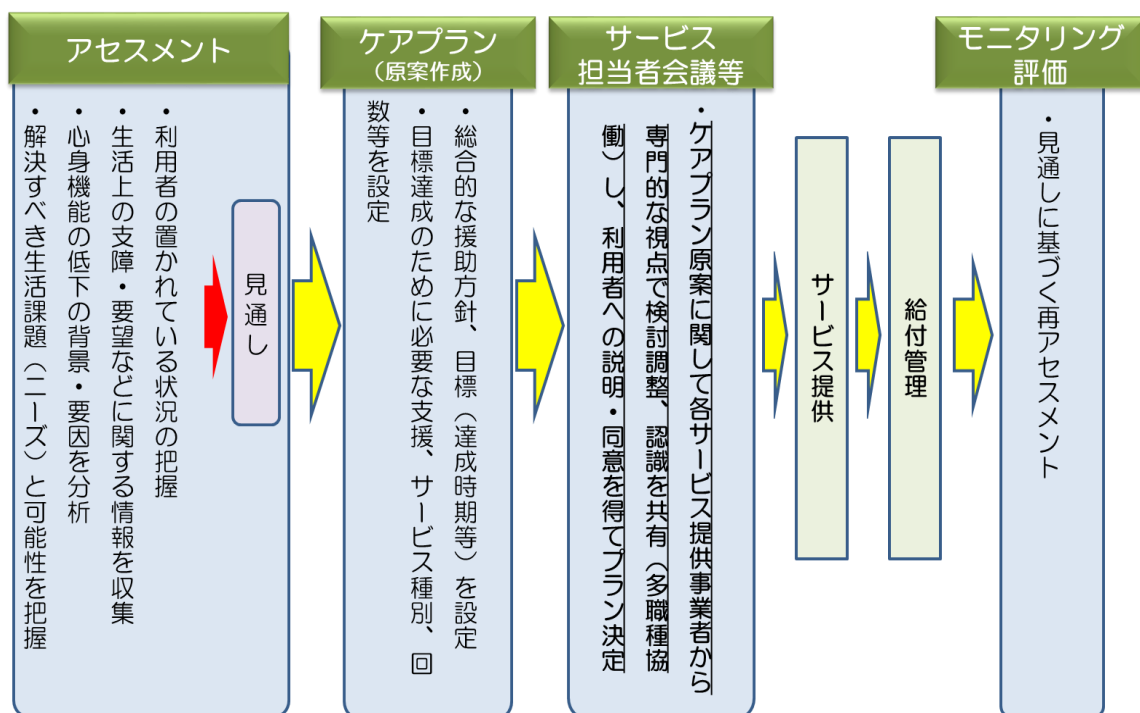
介護保険最新情報Vol.685 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」より一部抜粋

### 3. ケアマネジメント実施の手順

#### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務のプロセス

ケアマネジメント業務プロセスは、基本的には居宅介護支援と同様のプロセスとなります。具体的な業務プロセスについては、**資料 2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のプロセス**に沿って実施してください。

詳細について確認する場合には基準条例 第 32 条(指定介護予防支援の具体的取扱方針)を参照してください。



## (2) 介護予防支援等業務の委託について

豊島区の業務委託の範囲は、アセスメント～評価までです。

(資料 2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のプロセス 図中のオレンジ色で示した番号の③アセスメント～⑨評価までです。)

業務委託の詳細については、基準条例 第 14 条(指定介護予防支援の業務の委託)に記載されています。

初めて業務委託を受ける場合の手続き(受託届)は豊島区ホームページを確認してください。受託届及び変更届を高齢者福祉課へ提出することにより、高齢者総合相談センターが給付請求で使用するシステムに必要な項目の入力をしています。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報](#) > [豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ](#)

業務委託で必要となる帳票については、こちらを確認してください。

[資料 3. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託に必要な帳票一覧表 \(令和 2 年度\)](#)

今年度より、毎月の利用実績の提出期限が変更となりました。高齢者総合相談センターへの提出期限は原則として毎月5日までとなります。前後の曜日によっては変更の場合がありますので確認をお願いします。

### 高齢者総合相談センターとの書類のやり取りで注意してほしいポイント

- ①委託終了時には必ずすべての帳票の原本を高齢者総合相談センターに返却します。
- ②要支援の認定を受けている高齢者の介護予防ケアマネジメント実施の場合、東京都様式「介護予防サービス・支援計画表(A～D表)」でプラン作成した場合には、評価の際にも必ず東京都様式の(F表)を使用してください。すこやか生活プラン(別記様式第1号)を作成の場合には、評価も(別記様式第2号)を使用してください。両方の様式を混ぜて使用しないようにお願いします。

### (3)豊島区の介護予防ケアマネジメント類型と概要について

類型	説明	主な利用サービス	プロセス	開始月	翌月	翌々月	以降	プラン期間	再委託
ケアマネジメント A(原則的なケアマネジメント)【すこやか生活プラン】	<p>■介護予防支援と同様</p> <p>■アセスメント</p> <p>⇒ケアプラン原案作成</p> <p>⇒サービス担当者会議</p> <p>⇒利用者への説明・同意</p> <p>⇒ケアプラン確定・交付(利用者・提供者)</p> <p>■モニタリング 毎月実施</p> <p>少なくとも3か月に1回は訪問して行う</p> <p>■利用者の状況等に応じてサービスの変更可能な体制をとっておく</p>	<p><u>指定事業者のサービス</u></p> <p>介護予防通所事業 (A6)</p> <p>介護予防訪問事業 (A2) としま介護予防訪問サービス (A4)</p> <p>としまいきいき訪問サービス (A4)</p>	サービス担当者会議	○	×	×	×	6か月 (新規は3ヶ月)	○
			モニタリング等	○	○	○	○		
			報酬	基本報酬 +初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬		
		<p><u>短期集中サービス</u></p> <p>(通所型 C・訪問型 C)</p>	サービス担当者会議	○	×	×	×		
			モニタリング等	○	○	○	○		
			報酬	基本報酬 +初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬		
ケアマネジメント C(初回のみ)のケアマネジメント【いきいきプラン】	<p>■ケアマネジメントの結果、住民主体サービスの利用が適当な場合。(継続的な支援が必要と判断した場合はケアマネジメント A を選択できる)</p> <p>■アセスメント (初回のみ)</p> <p>⇒すこやか生活プラン作成</p> <p>⇒利用者への説明・同意・交付</p> <p>⇒提供者への説明・送付</p> <p>■ 利用者に、開始後 3 か月後の状況報告をお願いしておく。(※) 本人来所による主観的健康観確認</p>	<p><u>住民主体のサービス</u></p> <p>つながるサロン (通所 B)</p> <p>生活支援お助け隊 (訪問 B)</p>	サービス担当者会議	○	—	—	—	—	×
			モニタリング等	○	—	—	※		
			報酬	基本報酬の 90% +初回加算	×	×	×		

注 1) 事業対象者のケアマネジメントについて、有効期限をケアマネジメント依頼から1年とする。

注 2) 事業対象者のケアマネジメント A の委託は原則しないが、特別の理由がある場合、ケアプラン 3 クール目から委託することができる。



## 4.様式及び記入例

### (1)介護予防ケアマネジメントで利用する主な様式

豊島区で介護予防ケアマネジメントに使用する帳票は、主に以下の10種類です。

介護予防ケアマネジメントは豊島区の独自帳票を使用しています。要支援者の場合は、東京都様式を使用することも可能です。東京都様式を使用する場合については、評価も東京都様式のF表の使用をお願いします。

- ①利用者基本情報
- ②豊島区アセスメントシート
- ③興味・関心チェックシート(※ 利用は任意)
- ④すこやか生活プラン(いきいきプラン)
- ⑤モニタリング・評価表
- ⑥介護予防サービス・支援計画表(A～F表)
- ⑦支援経過表
- ⑧利用票・利用票別表
- ⑨提供票
- ⑩豊島区通所型サービス利用意向調査票

①～⑤、⑩の帳票は豊島区ホームページからダウンロードできます。

①～⑤[ホーム>健康・福祉>高齢者福祉>事業者向けの情報>ケアマネジメント質の向上のページ中央「ケアプラン帳票ダウンロード」](#)

⑩[ホーム>健康・福祉>高齢者福祉>事業者向けの情報\(総合事業\)>事業者向けの情報>豊島区通所型サービス利用意向調査票\(PDF:144KB\)\(令和2年6月1日更新\)](#)

⑥⑦の帳票は東京都福祉保健局ホームページからダウンロードできます。

(東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報>ケアマネジメント参考資料)

## (2) 様式の記入のポイントについて

豊島区の独自帳票の記入要領は豊島区ホームページに掲載しています。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報](#) > [ケアマネジメント質の向上](#)  
のページ中央「帳票の解説・記入要領」

### ① [豊島区アセスメントシート](#) (参考: [資料 4. 基本チェックリストの考え方](#))

<補足説明>

様式の左側はアセスメント用の基本チェックリストの項目、右側は介護予防支援B表の現在の状況欄に該当しています。基本チェックリストの項目を質問し、回答内容に○をつけます。実際の状況と異なるなど、担当者が気づいたことなどは備考欄に記載します。右側の現在の状況は本人の主観とケアマネの客観的なアセスメントの両方を記載します。

できるだけこの帳票に課題分析(アセスメント)の結果と、現在の状況に至った原因や背景、医療情報、ケアマネが状況から判断した内容について記載をお願いします。

### ② [すこやか生活プラン・いきいきプラン\(A表・B表\) / モニタリング・評価表](#)

東京都様式についても記入のポイントがありますので同様に確認してください。

### ③ [介護予防サービス・支援計画表\(A表・B表・C表・F表\)](#)

#### 高齢者総合相談センターとの書類のやり取りで注意してほしいポイント

・評価のつけ方が間違っている方が大変多いので、よく確認してからチェックをおねがいします。

**プラン期間が終了し、次のプランも立てる場合には「プラン変更」となります。**

プラン継続: 入院等で一時サービス終了にしたが、状態が全く変化なく目標の変更もない場合など

終了: 死亡・転出・ケアプランが不要となった場合

## 5. 豊島区の総合事業

### (1) 豊島区における介護予防・日常生活支援総合事業の方向性

#### 支え合いの地域づくりを推進

豊島区の地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な役割を担う介護予防・日常生活支援総合事業において、制度や行政の取り組みだけでなく多様な担い手によるサービス提供を創出・促進し、地域の自主性を生かした支え合いの地域づくりを進めていきます。

#### ◆方針① 人づくり

人口減少社会の到来により、介護人材の更なる不足が予想される中、ボランティア人材の積極的な育成をすすめ、支える人も支えられる人も安心できる体制を整えていきます。このことにより、現在の介護人材はより重度な方のサービス提供に振り分けることが可能となります。加えて、地域活動に対するリハビリテーション専門職によるサポートの仕組みを作り、支える人の支援を行います。

#### ◆方針② 仲間づくり

高齢者のQOLを高めることが介護予防における最大の効能です。そこで「活動」や「参加」を促すために、介護予防事業をはじめとする様々な機会を活用し仲間づくりを働きかけていきます。

#### ◆方針③ 居場所づくり・出番づくり

きょうよう(今日用事がある)、きょういく(今日行くところがある)を進め、高齢者の健康な生活を後押ししていきます。

### (2) 豊島区の総合事業の実施内容とサービス類型について

・豊島区の総合事業については、豊島区ホームページを確認してください。

【総合事業指定事業所一覧】

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報\(総合事業\)](#) > [事業者向けの情報](#) > [総合事業指定事業所一覧\(豊島区\) \(PDF: 121KB\)](#)

【サービスコード表・単位数マスタ】

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報\(総合事業\)](#) > [事業者向けの情報](#)  
のページ下部 「サービスコード表・単位数マスタ(令和元年 10 月 1 日更新)」

・総合事業全体の説明はこちらの資料で確認してください

[資料 5. 豊島区の介護予防・日常生活支援総合事業](#)

### (3)豊島区の総合事業で注意が必要なポイント

#### ①報酬設定について

豊島区の総合事業における報酬は月額 of 包括報酬ではなく、単価報酬で設定されています。ただし、月の合計は包括報酬単価を超えてはならない、など考え方は月額 of 包括報酬のままとなります。

上限回数を超えて利用した場合でも、支払いの上限額は利用の上限となります。

・国相当基準通所介護サービス(A6)の利用の上限

要支援1・事業対象者:1655単位/月、要支援2・事業対象者:3393単位/月

・国相当基準訪問介護サービス(A2)の利用の上限

要支援1・要支援2:週1回程度 (4回分まで) 1172単位/月

要支援1・要支援2:週2回程度 (8回分まで) 2342単位/月

要支援2:週2回を超える程度 (12回分まで) 3715単位/月

・国相当基準訪問介護サービス(短時間サービス)

(透析治療の送迎など、一時的に支援が必要な場合に利用できる20分未満のサービス)

月22回まで算定可能

#### ②サービス内容による訪問型サービスの考え方について

老計10号に示されたサービスの種類により、サービスが異なります。

i 介護予防訪問事業(A2):身体介護(1-5.1-6を除く)

ii としま介護予防訪問サービス(A4):一部の身体介護(1-5.1-6)+家事援助

iii としまいきいき訪問サービス(A4):家事援助のみ

iv 生活お助け隊:家事援助のみ(調理・薬の受け取りを除く)

**資料 6. 訪問型サービス 利用内容別一覧**

#### ③訪問型サービスの併用について

・包括報酬と同様に、同じサービスコードで同月内に複数請求はできません。そのため A2 と A4 を同月内に併用することは原則的にできません。

・ケアプラン上で設定されているサービス内容が、結果として行えなかった場合は、ケアプランの変更をしない限り、もともと設定されているサービスコードにより請求してください。

・生活支援お助け隊(訪問型サービスB)と他の訪問型サービスを併用する場合には、利用回数制限があります。訪問型サービスで利用できる回数から訪問Bで利用する回数を減じてください。(訪問Bの利用上限 事業対象者・要支援1:週1回まで、要支援2:週2回まで)

・夫婦世帯などで、例えば夫が介護給付、妻が総合事業サービスの共有部分のサービスについて、按分(同じサービス種別で振り分けること)はできません。按分ができない場合であっても、各担当者が夫婦それぞれに利用サービスの必要性をアセスメントしてプランに位置付けるとともに、頻度等については両方の担当者を含めて合理的な頻度で計画してください。

[資料 7. 訪問型サービスの併用可否](#)

[資料 8. 豊島区総合事業 Q&A](#)

[資料 9. 平成 30 年度以降の訪問型サービス利用例](#)

#### ④初回の通所型サービス利用について

・通所型サービス体制構築のための調査として、初めて通所型サービスを利用する場合には利用者意向調査(アンケート)と、豊島区アセスメントシートを高齢者総合相談センター担当者に提出してください。詳細は豊島区ホームページで確認してください。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報\(総合事業\)](#) > [事業者向けの情報](#)

(初回)通所型サービス利用時に区へ提出する書類

・[豊島区アセスメントシート\(PDF: 141KB\)](#)

・[豊島区通所型サービス利用意向調査票\(PDF: 144KB\)\(令和 2 年 6 月 1 日更新\)](#)

#### ⑤給付制限

・保険料滞納者への介護保険サービスの給付制限は、予防給付のサービスに対して適用されますが、総合事業のサービスについては当面見合わせとなっています。対象の方がいる場合には十分注意してください。

・給付制限にかかわらず生活お助け隊(訪問 B)は同額負担となります。

#### ⑥暫定プランについて

給付サービスと総合事業サービスを利用する暫定プランの場合、認定結果が見込みと違う場合にはいずれかのサービスで自己負担が発生することがあります。

区分変更申請等暫定プランを作成する場合には、高齢者総合相談センターに必ず連絡してください。

[資料 10. \(ガイドライン\)認定更新時における費用負担](#)

[資料 11. 要介護認定申請期間中の介護予防・生活支援サービス事業の利用について](#)

[資料 12. 居宅サービス計画作成依頼届出書 付表](#)

#### ⑦住所地特例について

取り扱いについては、資料を確認してください。

[資料 13. 住所地特例対象者の取り扱い等について](#)

## 6. 具体的なツール及び多職種の視点の活用

### (1) 身近な社会資源

ケアマネジメントに地域の社会資源を取り入れていくことはわかっているとしても、どんな資源が具体的にあるのか、あまり知られていない場合もあります。

直接プランに取り入れるだけでなく、地域で顔の見える関係づくりから、先々で思わぬ財産となることもあります。ここに紹介したのは、比較的情報を共有しやすい一部の資源のみです。

新しい情報を知ったら、ぜひ周りの人と共有して広げていきましょう。

#### 資料 14. 身近な社会資源

### (2) 多職種の視点の活用

多職種の視点を、直接個別の事例に活用できる事業をご紹介します。様々なリハビリテーションの事業所はありますが、サービスの利用を前提とせず、リハビリテーションの視点をアセスメントに生かすことができます。

また、自立支援地域ケア会議(元気はつらつ報告会)に事例提出することで、多職種から様々な視点の意見を参考とすることができます。事例検討と異なり、自立支援を目指すためのヒントを得たり、事例から見えた地域課題から地域に還元していくための提案につながる機会にもなります。実際に体験してみてください。

①初回アセスメント強化事業(元気はつらつ訪問)

②自立支援地域ケア会議(元気はつらつ報告会)

#### 資料 15. 初回アセスメント強化事業

#### 資料 16. リハビリ専門職に依頼している訪問事業比較表

#### 資料 17. 元気はつらつ報告会のご案内

地域ケア会議の詳細は豊島区ホームページを確認してください。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [地域ケア会議](#) > [ケアマネジメント質の向上と地域ケア会議](#) > [地域ケア会議に参加される方向け 地域ケア会議運営マニュアル\(第2版\)\(PDF: 1695KB\)](#)